

『徒然草』における『文選』引用の諸問題

金 文 峰

経を読み、終に世に広く読まれた『文選』を編纂したのである。

『文選』は早い時期から日本に伝来されてきたようであるが、正確な伝来の時期は未だにはつきりしない^(注2)。藤原佐世の『日本国見在書目録』には「文選卅。昭明太子撰。文選六十卷。李善注。文選音義十。……」という記述があり、『文選』とその注釈が早い時期から日本に渡来してきたことを証明している。

二

兼好は『徒然草』第十三段で自身の愛読書を並べる中に『文選』を挙げている。兼好が『徒然草』を執筆するに際して、『文集』『老子』『莊子』と並んで『文選』のあはれなる巻／＼をも読んでいたことは確実である。故に、『徒然草』には『文選』の詩文を踏まえた表現や『文選』の思想の影響かと思われる章段がかなり存在する。ここでは、『徒然草』の諸注釈書や研究者によって意見が分かれている幾つかの章段を取り上げ、その典拠についてあらためて検討し、兼好が拠り所とした『文選』には、どのような特徴が見られるかについて考察を試みたいと思う。

周知の如く、『文選』は中国梁の時代の昭明太子蕭統^(注1)（五〇一―五三二）によって編まれたのである。昭明太子の父武帝は、篤学で才藻があり、残した文集は百巻を超えするという。また、同母弟の簡文帝は『玉台新詠』の編者としても知られている。このような一門に生まれた太子は、三歳で孝経論語を受け、五歳で五

古澤未知男氏は「漢籍引用より見た徒然草の一考察」^(注3)において、『徒然草』に引用されている『文選』の詞句数は九箇所であり、漢籍全般の九・八パーセントを占めていると述べている。久保田淳氏は「出典・源泉・先蹤」^(注4)において、『全注釈』の指摘に従い、『文選』の引用例と見られるものを計九章段、のべ十一箇所挙げて、簡潔な説明を加えている。川口久雄氏は『徒然草の源泉―漢籍』^(注5)において、『徒然草』第三段の「玉の盃」、第百七十五段の「忘憂物」、第百四十五段の「沛艾の馬」等の用

例を挙げ、これらの言い回しは既に当時普通の語彙になっており、兼好が『文選』を読んだ証にはならないと述べている。また、詩文の引用においても、第二十一段や第三十八段に引かれている嵇康の「与山巨源絶交書」は「兼好が直接読んで共鳴した」と述べつつ、第八十段、第九十三段における『文選』の引用は認められないとする。氏は、「文選のあはれる巻く」も「文選六十巻全部をあはれとさすのではなく、賦と詩のある初めの一部分と絶交書など氣にいった巻々であらう」という結論を出されている。

以上の先学の論文及び諸注釈書によつて指摘されている『文選』の詩文の引用例を一覧表の形で示す（注C）。

段	徒然草		指 摘
	本 文	所収巻・題 名・著者	本 文
3 ※	玉の盃の底 なき心ちぞ すべき	四・三都賦 序・左思	且夫玉卮無 當、雖寶非 用。
21	山沢に遊び て魚鳥を見 れば、心楽 しむ	四三・与山 巨源絶交 書・嵇康	游山澤、觀 魚鳥、心甚 樂之。
30	①去れる物 は日、に疎 し	二九・古詩 十九首	去者日以疎。 生者日以親。
			壽・野・慰・文・ 諸注・全注釈・全 訳注・評釈・新大 系

※ 74	※ 38	文・諸注・全注釈・ 全訳注・評釈・新 大系	
		二九・古詩 十九首	古墓惣為田、 松柏摧為薪。
②はては嵐 にむせびし 松も、千年 を待たで薪 に碎かれ、 古き塚はす かれて田と 成ぬ	①雪を買ひ、 煩ひを招く 中だちなり	一三・鶴鶴 賦・張華	不懷寶以賈 害兮、不飾 表以招累。
※②金は山 に捨て、玉 は淵に投ぐ べし	一・東都 賦・班固	捐金於山、 沈珠於淵。	野・慰・文・諸注・ 全注釈・全訳注・ 評釈・新大系
③いみじか りし賢人、 聖人も、身 づから賤し き位にをり	四三・与山 巨源絶交 書・嵇康	老子莊周我 之師也。親 居賤職。柳 下惠東方朔 達人也。安 乎卑位。	文・諸注・全注釈・ 全訳注・評釈・新 大系
蟻のごとく に集まりて	一八・長笛 賦・馬融	蜂聚蟻同	野・慰・文・諸注・ 全注釈・全訳注・ 評釈・新大系

※ 145	129	122	※ 93	80
極めて桃尻 にして、沛 艾の馬を好 みしかば、 此相を負は せ侍き。	恥ぢ恐る、 ことあれば、 必汗を流す。	薬を飲んで 汗を求むる には、験な きことあれ ども、一旦	万日の命、 重金よりも 価し。牛の 、驚毛よ りも軽し。	は物尽 つ 尽き、 矢窮まりて
七・籍田 賦・潘岳		五三・養生 論・嵇康	四一・報 任 少卿書・司 馬遷子長	四一・答蘇 武書・李陵
金銀照耀以 炯晃兮、龍 驤騰驤而沛 艾。		夫服藥求汗、 或有弗獲。 而愧情一集、 渙然流離。	人固有一死、 死或重於太 山、或輕於 鴻毛、用之 所趣異也。	兵尽矢窮
壽・野・慰・文・ 諸注		壽・野・慰・文・ 諸注・全注釈・全 訳注・評釈	野・慰・文・諸注・ 全注釈・評釈・新 大系	野・慰・諸注・全 注釈・全訳注・評 釈・新大系

※ 194	※ 175
達人の人を 見る眼は、 少しも誤る 所あるべか らず	憂へ忘ると いへど、醉 ひたる人ぞ、 過ぎにし憂 さをも思出 でて泣くめ る。
四三・与山 巨源絶交 書・嵇康	三〇・雜詩 二首・陶潜
今空語、同 知有達人、 無所不堪 ……柳下 惠・東方朔、 達人也。	泛此達世情。 遠我 評釈・新大系
諸注	全注釈・全 訳注・評 釈・新大系

以上の諸例のうち、ほとんどの注釈書や先学の論文で一致して「文選」受容が指摘されている章段は、第二十一段、第三十段の①、第三十八段の①と③、第百二十二段、第百二十九段である。その他の章段（※が付されている）における「文選」詩文の引用については諸注釈書によつて意見が分かれたり、個別の注釈書にしか指摘されなかつたりする。ここでは、これらの章段における「文選」受容の認定の可否について考察し、『徒然草』における「文選」の詩文引用にはどのような特徴が見られるかということを考えてみたいと思う。

「徒然草」第三段は、ほどほどに望ましい色好みの在り方について述べた段である。冒頭の「よろづにいみじくとも、色好みならざらむ男は、いとさうなくしく、玉の盃の底なき心ぢやすべき」の傍線部分について「文段抄」は「文選」巻四「三都賦序」の「且夫玉卮無當、雖寶非用」を引く。「句解」^(註8)は「韓非子」外儲說右上の「為人主、而漏泄其群臣之語、譬猶玉卮之無當」^(註9)を挙げる。「諸注集成」は「本朝世紀」の引く頼文にも見え、文人等が古くから舌頭に干転していたものらしいと述べる。「本朝世紀」所載の承徳三年六月廿五日の関白内大臣藤原師通の上表文には「臣師通言。膠船至脆。何愛巨觥万里之波。玉卮無當。豈湛浮蟻十旬之酒。臣之無用。取い喻可し知」^(註10)という一文が見える。

以上の書物のうち、「本朝世紀」「韓非子」は「徒然草」の他の章段に受容された形跡がなく、兼好が読んでいたかどうかは必ずしも明らかではない。

なお、「三都賦序」の「玉卮無當」について、「九条本文選」には「(玉)ノサカツキノソコナキハ」^(註11)という訓が付されている。以上の事例を通覧すると、確かに「玉卮」あるいは「玉の盃」という言い回しは中国・日本の文人たちの間でよく使われ、人口に膾炙していたようであって、「文選」「三都賦序」に直接依拠し

なくとも用いられる可能性のある語句である。しかしながら「徒然草」における「玉の盃の底なき心ぢやすべき」の文脈は「文選」の「且夫玉卮無當、雖寶非用」の章句のそれに最もよく一致する。また、以下に述べる如く、兼好が「文選」を読んでいたことは確実であるし、特に賦の部分は他の章段にも多く引用されている。「三都賦」を読んでいて可能性は小さくないと思われ、第三段の「玉の杯」については、やはり「文選」を念頭に置いていたと想定するのが最も自然な判断であろう。

第三十八段の②「金は山に捨て、玉は淵に投ぐべし」の部分の典拠について、「寿命院抄」は「莊子」天地篇の「藏金於山、藏珠於淵」^(註12)と「文選」巻三「東京賦」の「藏金於山、抵璧於谷」を引き、近世の諸注釈書に受け継がれている。「野槌」はこれに加えて「文選」巻一「東都賦」の「捐金於山、沈珠於淵」を引き、近世の諸注釈書や特に近・現代の諸注釈書に踏襲されている。一方、「諸注集成」は「莊子」や「文選」「東都賦」の記事を引くと同時に「世說新語」にも「故舜棄黄金於嶰巖之山、禹捐珠玉於五湖之淵」という記事が見えることを指摘するが、「世說新語」には同一記事がなく、「新語」に同じ記事が見えるが、これはおそらく「新語」の誤りであろう^(註13)。「新語」の記事は「徒然草」の文章と対応する部分が少なく、典拠にはし難いと思われ、ここでは「文選」と「莊子」について検討してみたい。

まず、「野槌」が引く「文選」「東都賦」の「捐金於山、沈珠於

淵」の一文について李善は「莊子曰。捐金於山、藏珠於淵。不利貨財、不尚富貴也」という注を付しており、「東京賦」の「藏金於山、抵璧於谷」については「莊子曰。藏金於山、藏珠於淵」と注している。同じ「莊子」の天地篇にある一節を引いているが、一方は「捐金於山」で、他方は「藏金於山」となっている。これは李善が「東都賦」と「東京賦」に注を付ける際、手元にあった「莊子」のテキストが異なっていたことを示唆すると推測される。一方「莊子逐字索引」は「藏金於山、藏珠於淵」の傍点部分の校異に「沈珠」を挙げている。^(注13) 福永光司氏も「莊子」(朝日新聞社、一九六六年四月)において「藏珠於淵」の「藏」の字は「莊子闕誤」^(注14)に引く張君房本には「沈」とあることと、「藏金於山」の「藏」が「文選」「東都賦」の注には「捐」に作られていることを指摘している。^(注15) 以上の諸篇に付されている訓点は次のとおりである。

◇「文選」「東都賦」——捐金於山、沈珠於淵。(九条本)

捐金於山、沈珠於淵。(和刻本)

ステ コカネヲ ナク シツム

(上野本) ^(注16)

◇「文選」「東京賦」——藏金於山、抵璧於谷。(九条本)

藏金於山、抵璧於谷。(和刻本)

◇「莊子」「天地篇」——藏金於山、藏珠。(イ沈珠) 於淵

一方、「徒然草」の本文は、正徹本・烏丸本・幽斎本ともに「金

は山にすて、玉は淵になぐべし」になっており、常縁本のみ「金は山に捨玉は淵になぐべし」になっている。いずれも「すて」と「なぐ」という動詞を用いているが、同じ動詞が用いられているのは右の事例のうち「文選」「東都賦」のみである。「徒然草」の文章と「東都賦」の記事との間では「玉」と「珠」の漢字だけが異なるものの、他の箇所はほぼ一致している。したがって、「徒然草」第三十八段の「金は山に捨て、玉は淵に投ぐべし」の部分には「文選」「東都賦」に拠っていると「野植」をはじめとする諸注釈書の指摘が妥当だろうと思われる。

第七十四段の「蟻のごとくに集まりて」の部分の典拠として「野槿」以来「文選」卷十八馬季長の「長笛賦」の「蝸蛄蟻同」が挙げられる。ところが、「徒然草全訳注」は、「群集を蟻にたとえるのは通用の比喩と思われ、…出典を特定するのは疑問」とし、「蟻聚」の語があることや、「源家長日記」の「五辻殿より殿上人・上下北面人々、馬車にてはせちかふさま、ありといふ虫の物まいりとかやするにこそようにて侍しか」^(注17)の記事を挙げる。

「九条本文選」には、「蜂聚蟻同」に「(蟻)ノ如クニアツマリ」という訓が付されており、卷三「東京賦」の「獸之所同」の「同」も「アツマル」と訓じられている。「寛永本」にも「蜂聚蟻同」という訓が付されている。一方、諸注釈書には指摘されていないが、「多武峯略記」上に「右南都衆徒。蜂起蟻集。染旬

累月^{〔註〕}という一文が見える。『多武峯略記』^{〔註〕}（二巻）は、

鎌倉時代の寺誌で建久八年（一一九七）閏六月十二日に静胤が撰した旨が奥書に記されている。「略記」とあるが、内容はほとんどの事項を網羅していかなり詳細なものであり、多武峯寺について最も信頼のおける文献の一つであると言われる。著者の静胤の生没年及び伝記については不明な点が多いが、本書の奥書により鎌倉時代初期に多武峯寺の校校を勤め某院に居住していたことが分かる。この書物を兼好が読んでいたかどうか明かではないが、初段にその発言を引く「増賀上人」の逸話や第八段に見える久米の仙人ゆかりの「久米寺」についての記事も収められている等、『徒然草』との関わりが注意される書物である。とは言え、「蟻のごとくに集まりて」の部分の典拠については、やはり「文選」「長笛賦」の「蜂聚蟻同」を挙げるべきではないかと判断される。第九十三段の「二日の命、万金よりも重し。牛の価、鷺毛よりも軽し」の部分の典拠として、『壽命院抄』には「韻府二曰千里鷺毛 且同千里寄鷺毛 杜 鷺毛八千里ノ贈所重以其人 谷」とあり、『野槌』以来の近世の諸注釈書では「文選」巻四十一司馬子長の「報任少卿書」の「人固有一死、死或重於泰山、或輕於鴻毛、用之所趣異也」を挙げる。ところが、『野槌』以来の近世の注釈書では「或輕於鴻毛」として引くが、管見に入った「文選」の諸本には「野槌」が引くような「鴻毛」の形の本文を探るものは見当たらず、「文選」の索引を調べてみても「鴻毛」の用例

はない。『評釈』は古注を引いたあと、「旧注は「鴻毛」を「鵝毛」としてひいているのである」とある。

「文選」には「鴻毛」の用例は幾つもあるが、いずれも軽いものの喩えとして使われている。例えば、

◇但命輕鴻毛、賁重山岳。（巻三八・任彦昇・「為齊明皇帝作

相讓宜成郡公表」）

◇金玉素所佩、鴻毛今不振。（巻二八・陸士衡・「挽歌詩三首」）

◇誠以身賤大馬、德輕鴻毛。（巻四二・吳季重・「答東阿王書」）

のように、命や徳が鴻毛よりも軽いという意味で使われている用例や、金玉と対照的に用いられている事例等、いずれもものの価値を判断する場合に用いられている。

一方、新大系本『徒然草』は、第九十三段の典拠として『和漢朗詠集』（巻上・雪・三七六）にも採られている「白氏文集」「酬令公雪中見贈、訝不与夢得同相訪」（329）の「雪似鷺毛飛散乱」^{〔註〕}を挙げるが、ここでは白雪に喩えられている。「大漢和辞典」で「鴻毛」は「おほとり」のけ。物の極めて軽い喩」とし、「文選」の「報任少卿書」の右の句を挙げてゐる。これに対して、「鴻毛」は「軽い喩え、雪のたとえ」とする。『時代別国語大辞典・室町時代編』では「鴻毛」は「鵝鳥の白い羽。きわめて軽いもの、特に白雪にたとえる」とする。『故訓匯纂』^{〔註〕}の「鴻」の項目には、「鴻、鴻鴈也」、「鴈之大者曰鴻」、「大曰鴻、小曰鴈」、「雁之属」という訓が付されており、「鴻毛、喩輕、《漢書》梅福傳、是

以舉秦如鴻毛。顏師古注」とある。一方「鵝」は「鴻之小者也」、「鴈、南楚之外謂之鵝」、「野曰鴈、家曰鵝」、「雁作鴈」という訓が付されておき、「鵝毛、帛也」とある。

『白氏文集』には「鵝毛」の用例が幾つも存在するが、その多くは白雪を鵝毛に喩えている。^{注29} 軽いものの喩えに用いられているのはやはり「鴻毛」である。以下、『文集』に現れている「鴻毛」の用例を掲げる。

①人生大塊間、如鴻毛在風。或飄青雲上、或落泥塗中。

（聞庚七左降、因詠所懷）（242）

②比生飄蕩何時定、一縷鴻毛天地中。

（風雨晚泊）（1059）

③虎尾憂危切、鴻毛性命輕。

（江州赴忠州、至江陵已來、舟中示舍第五十韻）（1104）

④可憐四白字、輕重抵鴻毛。

（司徒令公分守東洛、移鎮北都、一心勤王、三月成政、形容盛德、實在歌詩、況辱知音、敢不先唱、輒奉五言四十韻寄獻、以抒下情）（333）

①②は白樂天自身を鴻毛に喩え、心を安着させる状況になっている。③④は先の『文選』の事例と同じく物事の価値を判断する基準として用いられているように思われる。

これに対して、『徒然草』第九十三段では「牛の価、鷲毛より

も輕し」と記されているのであって、人命の価値と「牛の価」を比較する文脈において「鷲毛」の語が用いられているのである。これは、先に掲げた『文選』や『文集』の「鴻毛」の事例とはほぼ同様の用法と理解されてよいであろう。また、『徒然草』では「一日の命、万金よりも重し」と「牛の価、鷲毛よりも輕し」が対句を為しており、『文選』の「死或重於太山、或輕於鴻毛」の対句の構成に類似している点は見逃せない。したがって、第九十三段を執筆する時、兼好はやはり『文選』「報任少卿書」の「人固有一死、死或重於太山、或輕於鴻毛、用之所趣異也」の記事を念頭に置いていたと考えるべきであろう。そして、意識的な改変であるか否かはさて置き、「鴻毛」ではなく「鵝毛」の語を用いたと推測されるのである。

第四百四十五段の「極めて桃尻にして、沛艾の馬を好みしかば、此相を負はせ侍き」の「沛艾の馬」という語句の典拠について、『寿命院抄』をはじめとする近世の諸注釈書では『文選』「籍田賦」の「六玄蚘之奕奕、齊騰驪而沛艾」を挙げている。『文選』の右の一句について、『文選』李善注は、卷三「東京賦」にも「六玄蚘之奕奕、齊騰驪而沛艾」という文句が見えることを指摘した後、「沛艾作姿容貌也」と注している。また、張銑は「騰驪沛艾皆馬行貌」と注している。

『諸注集成』は「平安から鎌倉へかけての日記、記録類に散見しているところからみて、馬術の用語であったにちがいない」と

説き、「大言海」が引く「山槐記」治承三年二月五日の「鹿毛沛文、康基有望申惡馬之氣、仍被乘之感落馬、依勒定重又騎、又落、揚桃尻之高名云々」^{〔註23〕}と、「百鍊抄」承久三年四月二十六日の「今夕、新院初御幸高陽院。右大將以下供奉。攝政隨身馬沛文、賦北面」^{〔註24〕}及び「花園天皇宸記」元弘二年十月の条の「今日資明卿馬沛文落馬、但無殊事云々」^{〔註25〕}を引く。

「沛文」について「徒然草全訳注」では「気があらく、おどろき上がる馬」という説明を加えている。新大系本「徒然草」では、「伏見天皇宸記」正応元年（一二八八）十月二十一日の条に見える「權中納言良宗卿所騎之馬頻沛文揚而走出之間」の記事を^{〔註26〕}を揚げる。「評釈」は、「大漢和辞典」にある「沛文」の「②馬の行くさま」の用例として「文選」「東京賦」と「籍田賦」の二例を掲げる。さらに「三教指帰」巻上の「^{（ひらひら）}轟轟たる送の騎、^{（ひらひら）}沛文として郭に側たむ。」^{〔註27〕}という一文をも引く。

以上の諸注釈書において指摘されているように、「沛文」という語は、当時の日記類や記録類に広く見られる語であり、馬の荒い気性を意味する語として、特定の典拠を念頭に置かなくとも用いられるのではないかと一応は考えられる。しかし、「文選」の二例はいずれも賦に出るものであり、既に言及した如く巻一の「東都賦」や巻四の「三都賦」等は「徒然草」の他の章段に引かれることが確実である。巻三の「東京賦」や巻七の「籍田賦」についても兼好が読んでいた蓋然性は決して低くないのであって、以上

の諸条件を考慮に入れるならば「沛文」の語の利用に際して兼好が「文選」の二例を念頭に置いていた可能性は小さくないと判断される。

第百七十五段の「憂へ、忘るといへど、酔ひたる人ぞ、過ぎにし憂さをも思出でて泣くめる」の傍点部分の典拠について、「野槌」は「東方朔伝」の「銷憂者莫若酒」^{〔註28〕}と「古楽府」の「何以忘憂。唯有杜康」^{〔註29〕}を引き、近世の諸注釈書に踏襲されている。「全注釈」及び新大系本「徒然草」等は「文選」巻三十陶淵明「雜詩二首」の「泛此忘憂物、達我達世情」を挙げている。「徒然草全訳注」は「古楽府」や「文選」の右の詩句及び「管家文章」二「山家晚秋」の「數局開棋招坐隱、三分淺酌飲忘憂」^{〔註30〕}等を引き、「諸注集成」は「東方朔伝」「晋書」「古楽府」「文選」の順に諸注釈書の指摘を挙げる。

酒によって憂さを払うという発想は、中国・日本の文学作品に頻繁に現れる。「文選」巻二十七魏文帝の「短歌行」の「慨當以慷憂思難忘。何以解憂。唯有杜康」という詩句はその典型であり、「文集」の「勸酒寄元九」^{（416）}にも「俗號銷憂藥。神速無以加」という一節が見える。日本においても、先の「管家文章」の詩句のみならず、「雑談集」巻三「乘戒緩急事」にも「或ハ忘憂ト云フ。是ヲ飲ヌレバ憂ヲワスル、故也」^{〔註31〕}という記事が見えてもいる。また、「節用集」には「亡憂物、バウユウモノ 酒之異名也 飲酒忘憂 故云」とある。

陶淵明の「雜詩二首」第二首は次のように詠まれている。

秋菊有佳色、裊露掇其英。泛此忘憂物、遠我達世情。

一觴雖獨進、盃盡壺自傾。日入羣動息、暝鳥趨林鳴。

嘯傲東軒下、聊復得此生。

傍線部の詩句に対して李善は「忘憂物謂酒也」と注している。

ところで、第七十四段の「道を楽しむより氣味深きはなし」

は『文集』「老來生計」の「人間榮耀因緣淺、林下幽閑氣味深」

に拠っており、第七十四段は上の詩句だけではなく、内容・構

想の面においても『文集』「老來生計」の影響を受けていたと考

えられるのである（これについては拙稿「徒然草」の研究——『白

氏文集』受容考（二）——『岡大國文論稿』第30号を参照されたい）。

そもそも「老來生計」は陶淵明的な脱俗安逸の境地を希う白樂

天の心情を詠んだものである。特に「林下幽閑」は、世間の煩わ

しい因縁とはかけ離れた陶淵明の長閑な生活を指すのであって、

白樂天及び兼好が憧憬していたものであったようである。

このように、第七十四段全篇における白樂天の「老來生計」

からの影響を考えるならば、飲酒の弊害と酒の徳について語る直

後の第七十五段に陶淵明の詩句が想起されることは不思議では

ないと思われる。但し、陶淵明が酒の徳について弁ずるのに対し

て、兼好が専ら飲酒の弊害を語っているのは対照的である。

以上、述べてきたように、第七十五段において酒を「憂へ忘

る」ものとする記述の典拠として『文選』卷三十陶淵明の「雜詩

二首」を挙げる諸注釈書の指摘は正当であろう。

第七十四段は、空事に対する人々のさまざまな反応について

記し、それを達人の目から見た時に、凡愚の惑いはすべて明白で

あることについて語っている。

①達人の人を見る眼は、少しも誤る所あるべからず。たとへ

ば、ある人、②世中に虚事を構へ出して、人を謀ることあら

んに、すなほにまことと思ひて、云ま、に謀らるゝ人あり。

……

愚者の中の戯れたに、知りたる人の前にてはこのさまぐの

得たところ、言葉にても（顔にても）隠れなく知られぬべ

し。まして、明かならむ人の惑へるわれらを見むこと、たな

心の上の物を見んがごとし。

傍線部①の典拠については『文選』卷十三に収める賈誼の「鵬鳥

賦」の「達人大觀兮、物無不可」の詩句を挙げる『寿命院抄』の

見解が、近世の諸注釈書及び「徒然草諸注集成」・新大系本「徒

然草」等に受け継がれている。

「鵬鳥賦」は長沙に左遷され鬱々とした日々を送っていた賈誼

が、自らの心を広めるため、飛来した鵬鳥に託して述べた賦であ

る。

小智自私兮、賤彼貴我。達人大觀兮、物無不可。貪夫

徇利、財兮、烈士徇名。

「達人大觀兮……」について李善は「鵬冠子曰、達人大觀乃見其

符。莊子曰、物故有所然、物故有所可、無物不然、無物不可」と注し、李周翰は「通達之人、以理觀之。万物不殊於已、故云、物無不可」と注を付けている。

ところが、「徒然草諸注集成」は「鵜鳥賦」の記事とともに嵇康の「与山巨源絶交書」の「柳下惠・東方朔・達人也。安乎卑位」をも挙げてゐる。

「与山巨源絶交書」は、文字通り嵇康が山巨源に絶交を宣言した書で、嵇康の全詩文の中で古来最も有名な作品である。山巨源とは山涛（二〇五―二八三）のことであり、竹林の七賢の一人で、嵇康の親友の一人でもあった。魏の景元二年（二六二）、吏部郎（官吏の選考を司る要職）に任ぜられた山涛は、自分の後任者として嵇康を推挙した。しかし、嵇康は自分が役人として不適格な理由の「九患」を「不堪者七、甚不可者二」として書き連ね、「養生」を実践し心静かに暮すことが自分自身の「志願」であると述べ、山涛の推挙を拒否した。

その一節を次に掲げる。

②今空語、同知有_レ達人、無_レ所_レ不堪。外不_レ殊_レ俗、而内不_レ失_レ正、與_二一世_一同_二其波流_一、而悔吝不_レ生耳。①老子・莊周、吾之師也。親居_二賤職_一。柳下惠・東方朔、達人也。安_二乎卑位_一。吾豈敢短_レ之哉。

右の傍線部①は、「徒然草」第三十八段の「いみじかりし賢人、聖人も、身づから賤しき位にをり」の部分の典拠として諸注釈書

によつて指摘されている箇所である。

傍線部②について、李善は「空語猶虚説也。共知有通達之人。至於世事、無所不堪」と注し、李周翰は「空語謂虚説也。言已不堪不可動也。虚説共知有通達之人。於世事、無所不堪也」という注を付けている。これは、先に掲げた第百九十四段の傍線部②「世中に虚事を構へ出して、人を謀ろうとする「愚者」の言動が「達人」すなわち「明かならむ人」の前には「隠れなく知られ」てしまふという内容とよく重なり合う。したがって、第百九十四段の「達人の人を見る眼は、少しも誤る所あるべからず」の部分の典拠としては「与山巨源絶交書」の記事も引く「徒然草諸注集成」の指摘が妥当であろうと考えられる。但し、傍線部②の「今空語、同知有達人、無所不堪」の部分も同時に兼好の念頭にあったと判断すべきであろう。

四

以上、「文選」の詩句を典拠とする「徒然草」の諸段について検討してきた。既に触れたように、第二十一段・第三十段の①・第三十八段の①と③・第百二十一・二二・二九段等における「文選」の受容については、一部の注釈書を除くほとんどの注釈書がその事実を認めている。本論文は、注釈書や研究者によつて意見が分かれている幾つかの章段を取り上げて、やや具体的な考察を試みた。

「徒然草」第三段や第四百四十五段・第四百七十五段等のような章段においてその受容が指摘されている「文選」の詩文はいずれも知名度が高く「文選」以外の漢籍や和書にも引かれているのである。川口久雄氏が説かれる如く、直接「文選」に拠ったとは判断し難いケースも見られる。ここでは「徒然草」の前後の記事や「文選」の詩句の前後の文言等をも視野に入れた上で、「文選」受容の可能性について検討を加えた。第三十八段の②や第七十四段の典拠としても幾つかの書物が挙げられているが、この両段については「和刻本文選」や「九条本文選」に拠って「文選」諸本に付されている訓点を確認し、「徒然草」の記事との対応関係から「文選」の受容を認定した。また、第四百九十四段は、「文選」に記されている李善や五臣の注を参考にし、「徒然草」の記事と対応させながら論述した。

「徒然草」に引かれている「文選」所収の詩文は、「東都賦」(卷一)・「三都賦序」(卷四)・「東京賦」(卷三)・「籍田賦」(卷七)・「鷓鴣賦」(卷一二)・「思旧賦」(卷一六)・「長笛賦」(卷一八)・「古詩十九首」(卷二九)・「雜詩二首」(卷三〇)・「答蘇武書」(卷四一)・「報任少卿書」(卷四二)・「与山巨源絶交書」(卷四三)・「養生論」(卷五三)等であり、その内訳は賦が七篇、詩が二篇、書が三篇と論が一篇である。しかしながら、「徒然草」での受容が確認される詩と書、論については「文選」諸篇の中でも著名なものに限られるようである。「古詩十九首」「雜詩二首」は古來著名

な詩である。「答蘇武書」や「報任少卿書」は李陵と蘇武の逸話に関わる文章で、「源氏物語」賢木巻や「和漢朗詠集」にも採られている。また、「与山巨源絶交書」や「養生論」はともに嵇康の作品である。周知のように、嵇康は「竹林の七賢」の領袖の一人で、「徒然草」第二十一段にその名前まで出ているのである。このような受容の実状を考えると、兼好は「文選」を読むに際して、主に賦の部分や詩、書など気に入った巻々だけを読んだであろうとする川口久雄氏の推論がよく的を射ているように思われるのである。

〔注〕

- (1) 以下、前野直彬「中国文学史」(東京大学出版会、一九七五年六月)、網栢次「文選」(明德出版社、一九六九年四月)、岩城秀夫「中国文学概論」(朋友書店、一九九五年四月)を参考にした。
- (2) 牧角悦子「日本における文選研究の歴史と現状」(二松学舎大学人文論叢、一九九六年三月)、「国訳漢文大成」収載の「文選解題」を参考にした。
- (3) 「学苑」(昭和女子大学、一九七四年一月)。
- (4) 市古貞次編「諸説一覽徒然草」(明治書院、一九七〇年二月)。
- (5) 「徒然草講座」第四巻(有精堂、一九七四年一〇月)。
- (6) 「徒然草」の本文は、正徹本を底本とする新日本古典文学大系「方丈記 徒然草」(岩波書店、一九八九年、久保田淳校注)に拠っており、「文選」のテキストは、「六臣注文選」の中で最古の

刊本とされる明州刊本の最早の印本である「足利本」を用い、「和刻本文選」に付されている訓を示した。

『徒然草』の注釈書は主に以下のものを参照した。

・秦宗巴「つれ／＼草寿院抄」〔慶長九年（一六〇四）〕

・林羅山「野槌」〔元和元年（一六二一）〕

・松永貞徳「なぐさみ草」〔慶安五年（一六五三）〕

・北村季吟「徒然草文段抄」〔寛文七年（一六七七）〕

・田辺爵「徒然草諸注集成」〔石文書店、一九六二年五月〕

・安良岡康作「徒然草全注釈」上・下〔角川書店、一九六六年二月（上）、一九六八年五月（下）〕

・三本紀人「徒然草全訳注」二（一四）〔講談社学術文庫、一九七九年九月〕一九八二年六月

・久保田淳「徒然草評釈」〔国文学解釈と教材の研究〕学燈社、一九七八年五月より連載中

(7) 句解は、高階揚順が寛文元年（一六六一）に著わした『徒然草』の注釈書の一つである。

(8) 『韓非子』の本文は、新釈漢文大系本に拠った。

(9) 『本朝世紀』の本文は、群書類従本（第三輯、帝王部）に拠った。

(10) 九条家旧蔵、現皇室御物の旧鈔卷子本である。本文は、中村宗彦「九条本文選古訓集」〔風間書房、一九八三年二月〕に拠った。

(11) 『莊子』の本文は、新釈漢文大系本に拠った。

(12) 『新語』は漢の陸賈が採した書物で、劉義慶の『世說新語』とは違うものである。『新語』の本文は、『新語逐字索引』（商務印書館、一九九五年八月）に拠った。

(13) 『莊子逐字索引』（商務印書館、二〇〇〇年五月）は、『続古逸叢書』所収の『宋刊南華真經』を底本とし、王叔岷「莊子校詮」（台北中央研究院歷史語言研究所、一九九四年）及び世徳堂本「莊子」をもつて校異を示している。

『莊子』をもつて校異を示している。

(14) 『莊子開題』一巻は、明の焦竑が宋の陳景元の『南華經解』の文を録したもので、焦竑の『莊子翼』に収められている。

(15) 福永光司「莊子」〔朝日新聞社、一九六六年四月〕も『続古逸叢書』所収の南宋刊本を底本として用いている。

(16) 「上野本」については、『九条本文選古訓集』に拠り、訓のみを掲出した。

(17) 本文は『源家長日記全註解』（有精堂、一九六八年一〇月）に拠った。

(18) 『多武峯略記』の本文は、群書類従本に拠った。

(19) 以下、『多武峯略記』の紹介部分は『群書類題』に拠った。

(20) 『和漢朗詠集』の本文と詩歌番号は、新潮古典集成本（新潮社、一九八三年九月）に拠った。

(21) 『故訓匯纂』（宗福邦、陳世鐸、舊海波主編、商務印書館、二〇〇三年）一冊は、三千年以来の中国の典籍を解釈、及びそれに訓を付した群書類である。

(22) 『文集』には以下のような「鷲毛」の用例が存在する。なお、『白氏文集』の本文、詩番号は那波本を底本とする平岡武夫・今井清編『白氏文集歌詩索引』（同朋舎、一九八九年一〇月）に拠り、繁体字はすべて当用漢字に直した。

◇大似落鷲毛、密如麤玉屑。（『看雪』29）

◇門前雪片似鷲毛。（『房家夜宴喜雪、劇贈主人』1173）

◇鷲毛、紛正頭。（『対火鼠雪』2302）

◇可憐今夜驚毛雪。(雪夜喜幸郎中見訪、兼酬所贈) 2790

(23) 『山槐記』の本文は、増補史料大成(臨川書房 一九六五年九月)に拠った。

(24) 『百鍊抄』の本文は、新訂増補国史大系本(吉川弘文館、一九七九年二月)に拠った。

(25) 『花園天皇宸記』の本文は、増補史料大成(臨川書房、一九六五年九月)に拠った。

(26) 『伏見天皇宸記』の本文は、増補史料大成(臨川書房、一九六五年九月)に拠った。

(27) 『三教指掌』の本文は、日本古典文学大系本に拠った。

(28) 『東方朔伝』の本文は、和刻本正史『漢書』(二)(汲古書院、一九七二年八月)に拠った。

(29) 『古楽府』の記事について、『評釈』は『文選』卷二七「魏文帝「短歌行」の「慨當以慷。憂思難忘。何以解憂。唯有杜康」を指すか」と注する。

(30) 『荳家文章』の本文は、日本古典文学大系本に拠った。

(31) 『雑談集』の本文は、中世の文学『雑談集』(三弥井書店、一九七三年九月)に拠った。

(きん ぶんほう 上海交通大学外国語学院日本語学部助教授)

研究室受贈圖書雑誌目録Ⅰ

(平成十九年一月～十二月)

《単行本》

平忠度の和歌(瀬良基樹)

湖の本 エッセイ(秦恒平) 四〇、四一、四二、五一
芸備考義伝 ―初編― (安田女子大学言語文化研究叢書) 十二

国文学研究資料館年報(大学共同利用機関法人 人間文化研究機構)

表象と表現 第三十回国際日本文学研究会集會議録(人間文化研究機構 国文学研究資料館)

《雑誌》

愛知教育大学大学院国語研究(愛知教育大学大学院国語教育専攻) 十三

愛知大學國文學(愛知大學國文學會) 四六

愛知教育大学大学院国語研究(愛知教育大学大学院国語研究専攻) 十五

愛知県立大学説林(愛知県立大学国文学会) 五五

愛知淑徳大学国語国文(愛知淑徳大学国文学会) 三〇

青山語文(青山学院大学日本文学会) 三七

葎(山崎勝昭) 十五、十六

跡見学園女子大学 人文学フォーラム(跡見学園女子大学文学部人文学科) 五

岩手郷土文学の研究(岩手郷土文学研究会) 七

岩大語文(岩手大学語文学会) 十一、十二

宇都宮大学国語教育学会 十八